

杉並区教育委員会
教育委員長 大蔵 雄之助 様
教育長 井出 隆安 様
教育委員長職務代理 宮坂 公夫 様
教育委員 田中奈那子 様
教育委員 對馬初音 様

2012年度中学校教科用図書採択に関する要請

杉並の教育を考えるみんなの会

日頃、杉並区のより良い教育をめざしてのご尽力、敬意を表します。
今年の夏予定されている、中学校で使用する教科書採択に向けて、すでに様々な取り組みが始まっていることと思います。私たちは、今年度の採択にあたり、教科書が公正かつ民主的に選定されるよう、以下の通り要請いたします。

記

1. 教科書を使って子どもたちに授業をしている、現場の先生方の意見を尊重して採択を行ってください。それに加えて保護者や区民の意見も尊重してください。
2. 採択に当たっては、採択の透明性、客観性を高めるために具体的に次のことを行なってください。

①教育委員会事務局は、先生方が書いて学校長名で提出されている「調査報告書」を尊重し、教科ごとにその意見を集計して、教育委員の方々が「現場の先生方の多数の意見はこうだ」と分かるようにしてください。

2010年7月におこなわれた小学校教科書採択時、教育委員長から「調査報告書を読んでも、先生方がどの教科書を使いたいのかが読み取れない」とのご発言がありました。今回はそのようなことがないように、調査報告を記載するにあたって各学校の先生方に、どの教科書を使用したいのかという意向を明確に記述するようご助言ください。

- ②「調査報告書」に目を通してから種目別調査部会の意見が出せるように、「調査報告書」と「種目別調査部会報告書」の締め切りを1週間以上あけてください。
- ③教科書調査委員会は、「調査報告書」の集計結果と「種目別調査部会報告書」を客観的に反映して、「教科書調査委員会報告書」を作成してください。
- ④調査委員会はその報告書を提出する際に、報告会議を開いて教育委員に説明するようしてください。そして、その会議を公開してください。

さらに議事録をとって、情報公開ですべての区民に明らかにすることは言うまでもありません。

3. 採択当日の傍聴は、傍聴希望者全員に同条件で傍聴ができるようご配慮ください。くわえて傍聴者全員に、教科書調査委員会の調査結果を資料として配布してください。

「杉並区教科用図書採択に関する規則」第二条（基本方針）は、「（一）適正かつ公正な採択に努めること、（二）教科書に関する専門的な調査を行い、その成果を生かすこと」と定めています。

今年の教科書採択では、上記の規則にのっとり教員の調査報告書、教科書調査委員会の報告、区民アンケートを尊重し、教科書採択を公正に行うよう、以上要請します。